

公聴会及び第23期第2回高知海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和7年7月22日(火) 14時00分から14時50分まで
- 2 開催場所 高知市本町5丁目3-20 高知共済会館 3階 「藤」
- 3 出席委員 木下清、石田実、浦尻和伸、澳本健也、澳本康之、小笠原利幸、川田一成、川竹佳子、柴田孝夫、竹内眞澄、問可衞善、中澤芳江、濱町明恵、堀美菜、前田嘉広、(計15名)
- 署名委員 澳本健也、川竹佳子
- 県出席者 水産振興部 山下部長、浜渦副部長、津野漁業管理課長
- 事務局 飯田事務局長、木村次長、永野チーフ、宮澤主幹

4 審議事項

公聴会

海区漁場計画の一部変更について

委員会

第1号議案 海区漁場計画の一部変更について

5 報告事項

令和7管理年度における漁獲可能量(くろまぐろ)の変更について

6 議事内容

(公聴会)

飯田事務局長

それでは、定刻でございますので、ただ今から、海区漁場計画の一部変更に関する公聴会を開催いたします。では会長、お願いいたします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、何かとご多用のところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日は、海区漁場計画の一部変更に関しまして、漁業法第67条第2項に基づき、公聴会を開催いたします。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から、これまでの経緯と、公述の申し出の状況について報告等をお願いします。

永野チーフ

それでは、今回の公聴会の経緯についてご説明させていただきます。

令和7年6月12日に開催しました第1回委員会におきまして、漁業権の変更に係る海区漁場計画の一部変更に関する公聴会の開催について、ご決定をいただきました。

その後、令和7年7月4日付けで、この漁場計画の一部変更に関する公聴会開催について、開催日時、場所、議題、公述者の受付時間等の公示文を、県庁に掲示又は高知県広報に掲載した他、関係者に通知又は掲示の依頼をいたしました。

なお、公聴会開催についての文書掲示場所は、すくも湾漁業協同組合、

宿毛市及び大月町の 水産主務課、高知県漁業管理課でございます。

木下会長

ありがとうございました。ただ今事務局から報告がありましたが、公述の申し出がないようでございますので、これで本日の公聴会を終了いたします。引き続き、海区漁業調整委員会を開催いたします。

(委員会)

飯田事務局長

ただ今より第2回高知海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日、資料を3つ追加でお配りしています。資料1追加と右上に記載している資料を1号議案で使用します。資料2は報告事項で使用します。また、資料3と右上に記載している資料は、先日委員から質問があったことに対する回答となっており、後ほど事務局から説明いたします。

また、1号議案は、前回お配りしている資料1を使用します。前回の資料をお持ち出ない方、本日お配りした資料で抜けがある方がいましたら、挙手をお願いします。

本日の会議ですが、委員定数15名の内、出席委員は15名で、高知海区漁業調整委員会会議規則第4条により会が成立していることをご報告いたします。

それでは会長、よろしくをお願いします。

木下会長

皆さん、こんにちは。委員の皆様方には、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、はじめに水産振興部長さんから、ごあいさつをお願いします。

山下部長

みなさん、こんにちは。水産振興部長の山下でございます。第2回高知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日はお暑い中、本日の会議にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。

今月に入りまして、令和5年8月から実施されていまして中国での日本産水産物の輸入禁止措置が解除されたことがわかりました。輸入拡大を図っています本県におきましても重要な事項であります。解除されるまでの間に現地の日本料理店が廃業されたり、欧州産の水産物に代わったり、状況は以前より厳しいものになっています。また、解除されたと申しましても、これから施設登録や検体調査をする必要があります。本格的に輸出ができるのが2、3ヶ月はかかるような状態ですが、県としましては精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日は、議案が1件と報告事項が1件でございます。

第1号議案の「海区漁場計画の一部変更について」は、先ほどの公聴会を受け、すくも湾漁業協同組合の共同漁業権の関係地区を拡げるための漁場計画の変更についてご審議をいただくものです。

報告事項「令和7管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」につきましては、昨年度の漁獲実績を踏まえて、国から追加配分があり、令和7管理年度の漁獲可能量を変更した結果等をご報告するものでございます。

詳細につきましては、後程、事務局からご説明しますので、十分にご審議をよろしくお願いいたします。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶といたします。

木下会長

ありがとうございました。

本日の欠席委員の報告をいたします。本日は全員出席です。

続きまして、議事録署名委員についてですが、本日の議事録署名委員は、澳本健也委員と、川竹委員にお願いします。

それでは議題に入ります。

第1号議案、「海区漁場計画の一部変更について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

永野チーフ

それでは、第1号議案「海区漁場計画の一部変更について」、ご説明いたします。

前回の委員会と同様のご説明となりますが、今回の海区漁場計画の一部変更は、すくも湾漁業協同組合が県の指導を受け、組合員資格審査を厳格に行ったところ、関係地区の組合員数が減少するため、すくも湾漁業協同組合が有する共同漁業権について、関係地区の範囲を広げ漁場の有効活用を図るために行うものとなります。

海区漁場計画の一部変更については、6月12日に開催しました第1回高知海区漁業調整委員会において、諮問し、公聴会の開催の議決をいただきました。

この議決を受けて、本日開催いたしました公聴会では、公述の申し出はございませんでした。

そして、引き続き、本委員会において、ご審議をお願いすることとなっております。

追加資料もございますので、再度繰り返しご説明をさせていただきます。

前回資料の4ページをお願いします。

海区漁場計画に記載される「関係地区」は、記載されている地区の漁業者が主にこの漁業権を利用できることを示しています。共同漁業権を維持するには、関係地区に住所を有し、90日以上当該沿岸漁業を営む組合員が必要です。

今回の変更は、関係地区としていた大月町の龍ヶ迫及び芳ノ沢地区や宿毛市沖の島の母島、弘瀬、鶉来島の漁業者が減少したことにより、現在の関係地区漁業者だけでは、漁業権を維持するための人数がいなくなることや、その漁場を有効利用できないため、「関係地区」の範囲を隣接地区を加えて広げることで漁業権の有効活用を図ると共に維持を図るものです。4ページから10ページまで同じように変更しています。

次に資料47ページをお願いします。

まず、漁場計画を変更するために、漁場計画の変更素案を作成しました。そして、関係者協議として、漁場計画の変更が漁業調整その他公益に支障をおよぼさないように設定されていることを関係機関等へ確認しております。

つぎに、同素案について、インターネット公表による意見公募いわゆるパブコメを令和7年4月1日から令和7年4月30日に実施しました。結果、意見はありませんでした。

そして前回6月12日の委員会において、漁場計画の変更案を諮問し、ご審議をいただきました。

さらに、本日、公聴会、委員会の審議を経て答申をいただきましたら、海区漁場計画の変更を県の公報に公示することになります。その後、免許変更申請を受付、免許変更について委員会に諮問し、審議を経て答申されましたら、免許を変更するという流れになります。免許変更の手続きですが、免許変更の申請期間は11月10日から12月26日の47日間を予定しております。申請受理後、1月頃を目途に当委員会を開催し、審議、答申を経て、令和8年2月1日付けで免許変更を行い、県の公報に掲載する予定です。

最後に資料2ページをお願いします。

資料2ページが漁場計画の変更の現在の告示案となっております。説明は以上でございます。引き続き木村より説明させていただきます。

木村次長

引き続きまして、本日、追加しました資料を説明させていただきます。本日お配りしました右上に資料1追加と記載のある資料をお願いします。

前回の委員会において、竹内委員より、漁業権および漁業権行使規則の変更には関係地区の漁業者の事前同意が必要であり、漁業者が不在の

場合は同意取得が不可能となるため、一旦漁業権を放棄し新規に免許する方が適切ではないか、とのご指摘をいただきました。これについて、以下のとおり整理いたしました。

1の漁業権の変更免許、漁業権行使規則の変更手続きですが、漁業法第106条第4項に事前同意のことが規定されていまして、総会の決議前にその組合員のうち、当該沿岸漁業を営む者であった当該漁業権の関係地区の区域内に住所を有するものの3分の2以上の書面による同意が必要と定められています。

今回の変更にあたっては、例えば、大月町龍ヶ迫の共同漁業権を変更する場合は、当該沿岸漁業これは共同漁業を指すこととなりますが、変更前の関係地区の龍ヶ迫と芳ノ沢で、共同漁業を営んでいる組合員の漁業者の3分の2の同意が必要ということになります。そのため、竹内委員の指摘のとおり、変更前の関係地区で共同漁業を営む漁業者がいなくなれば、漁業権の変更等の手続きができなくなります。

2の対応についてです。

前回の委員会では漁業権及び漁業権行使規則を変更予定ということで説明しておりましたが、竹内委員の説明を受けまして、改めまして、すくも湾漁協に確認しましたところ、資格審査によって組合員数は大幅に減少し、龍ヶ迫及び沖の島母島に住所を有する正組合員ゼロとなりましたが、准組合員は10名以上存在し、共同漁業を営んでいる者がいるということでした。変更の手続きの事前同意には、漁業を営む者であればよく、正組合員、准組合員どちらも対象となりますので変更手続きを進めることができることを確認できました。竹内委員指摘の漁業権放棄といった手続きも可能ですが、漁協の事務手続き等を勘案し、当初の予定どおり変更手続きを進めたいと考えています。

ただし、今後も他の漁協におきまして同様の関係地区を拡大させるといった手続きが発生し、組合員数や漁業実態によって複数の手続きパターンが想定されます。関係地区の状況に応じて、下表のとおり漁業権の変更や放棄、場合によっては、漁業権の取消しといった手続きで対応していきたいと考えていますが、その場合には地区の漁業実態等を個別に確認のうえ、水産庁の指導助言を受けながら事務手続きを進めたいと考えています。

2ページ目をお願いします。

変更で行う場合と放棄又は取消しを行う場合での手続きを示したものになります。今回は左の変更の手続きになります。

左の列から、時期、海区委員会が行うこと、知事、県が行うこと、漁協が行うことになっています。

上側が漁場計画の変更の部分になります。今回の委員会は7月に記載のある公聴会を経て委員会から答申をいただくところとなっていて、委員会で答申をいただきましたら、県が漁場計画の変更を公示することになります。

その後、変更した漁場計画に対して漁協が免許等の申請手続きを行っていくことになりまして、下側の部分になりまして、漁協が先ほど説明しました事前同意を得た上で、総会で免許及び行使規則の変更について決議し、県に申請を出すことになります。

免許変更申請につきましては、受付をしたのちに委員会へ諮問し、審議、答申をいただいた後に変更免許していきます。また、平行しまして行使規則については委員会への諮問が必要ございませんので、適切な内容であれば県が認可することになりますが、変更免許と時期を合わせて認可するよう進めます。

次に右側をごらんください。こちらは漁業権を放棄又は取消しをして、新たに免許をする場合です。上の漁場計画の部分は左の免許変更の場合と一緒にです。

下の免許申請等の部分ですが、まず漁業権の放棄の場合は、漁協におきまして、新たな免許及び行使規則に係る議決を行っていただくと共に、漁業権の放棄に関わる議決を行っていただき、免許申請、行使規則の申請、漁業権消滅登録の申請を県に提出することになります。免許に関しては県で受け付けて、委員会へ諮問し、答申をいただいた上で免許していく、行使規則の申請及び漁業権消滅登録の申請は県で受付して、委員会に諮ることなく、県が行使規則の認可、漁業権消滅登録を行うという手続きになります。

漁業権の取消しに手続きに関しては、放棄の手続きと同じく漁業権を消滅させることと併せて申請免許を行う流れになりますが、漁業権を消滅させる手続きが県から始まります。県が漁業権漁業の実態がないかなど漁業権取消しを行うことが適当か検討します。その上で、委員会で漁業権取消しの諮問を行い、公聴会を開き、委員会の答申をいただいた上で取消し手続きを行います。新たな免許は漁業権の放棄と同じように漁協で新たな免許と行使規則の総会議決を経た上で申請を行ってもらうという流れになります。こちらは少し複雑になりますが、こうした手続きが必要になった際には再度説明させていただきます。今回のすくも湾漁協の漁業権に関しましては左の免許の変更のフローにそって行うよう考えております。

以上で補足説明を終了します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

離島は交通の便が船しかない。若者も正組合員もいるが、本島にいるため、関係地区に離島しかなく、関係者も少ないから、離島の関係地区をくっつけた。今後、高台にということで漁村の関係地区から出ていく。水産庁が作った漁業権の制度は使いにくくなる。住みたくても子供の学校のために引っ越しをする漁業者もいる。すくも湾が資格審査をしたことで色々な難しい問題がでてきたため、今後、高知県内で資格審査するときに、こういう問題があったからこうと各漁協にやさしく対応してスムーズに回るようにしてあげてください。

木村次長

今回のすくも湾漁協の漁業権の関係地区を変更するあたりまして、何度もすくも湾漁協と協議させてもらいながら進めてきました。先ほど、浦尻委員がおっしゃったように沿岸に漁業者が住まなくなって、都市部であったり高台であったりに住んで漁業をすることが多くなったということを知っています。こういった場合の関係地区の設定については、今後の課題であると感じておりますので、法令を守りながらうまく共同漁業権を適切に管理していくにはどうすればよいかなど、水産庁に助言をいただいたり協議しながら進めていきたいと考えています。

木下会長

他にございませんか。

他にご意見もないようでございますので、お諮りいたします。

第1号議案、「海区漁場計画の一部変更について」は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」という者あり。

木下会長

ご異議ないようですので、第1号議案は、原案が適当であると、答申いたします。

議案は以上ですが、次に報告事項に移ります。

「令和7管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更について」事務局の説明を求めます。

宮澤主幹

それでは、報告事項 令和7管理年度における漁獲可能量（くろまぐろ）の変更についてご説明いたします。資料2をお願いします。

今回は、令和7年3月19日に開催されました第22期第35回高知海区漁業調整委員会において定めた令和7管理年度くろまぐろの知事管理漁

獲可能量について、国からの追加配分があり、漁獲可能量を変更したこと、第一四半期から第二四半期に移行したことに伴い、第一四半期の未利用分を残りの期間に振り分け、各四半期ごとの漁獲可能量を変更しましたので、この2点を報告させていただくものです。

国からの追加配分等による漁獲可能量の変更については、資源管理方針で定めた内容により事務的に変更し、その後直近の委員会で報告を行うことを第22期第28回高知海区漁業調整委員会において決定しています。

それでは、1ページをお願いします。

これは漁獲可能量の変更について6月2日付けで国から通知されたものです。資料の表中左側、特定水産資源の項目をご覧ください。こちらには上表に「くろまぐろ※不等量交換」と下表に「くろまぐろ※追加配分」とありますが数量の内訳について、2ページに小型魚の詳細、3ページに大型魚の詳細を示しています。

このうち不等量交換から説明いたします。

不等量交換とは、令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置で、本県への配分数量のうち、希望する小型魚の数量に1.4を乗じた数量を、大型魚の数量に振り替えることができるというものです。

高知県資源管理方針では、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が定められており、不等量交換については「令和5年のWCPFC年次会合で合意された措置に基づく係数による不等量交換については、関係漁業者間で合意が整った場合において、国に要望を行い、当該合意が整った漁業について、認められた範囲内で行うものとする。」とされています。今回も当該方針に従い、県内漁業協同組合、定置網漁業者に意見照会を行いました。漁船漁業、定置漁業のいずれも、漁業者間での合意が整いませんでしたので、「要望なし」として国に回答しました。このため、今回は、不等量交換における知事管理漁獲可能量の変更はありません。

続いて、追加配分について説明します。

資料2ページの小型魚から説明します。まず、資料の左側の表中4列目の「繰越数量」をご覧ください。本県の繰越数量は1.3トンが割り当てられています。この繰越数量とは、前年度の漁獲可能量に余りがあった場合、そのうち当初配分の10%までを翌年に繰り越すことができるというもので、繰越上限を超える数量については、国の留保に繰り入れることとなっております。

本県の場合、令和6管理年度の当初配分68.0トンに対する繰越上限の6.8トンに対して、令和6管理年度の漁獲可能量が104.8トンで実際の

漁獲量が 103.5 トンであったことから余りの 1.3 トンが本年度に繰り越されています。

続いて、資料の左側、表中 5 列目から 8 列目の「繰り越しに伴う追加配分等」をご覧ください。

この繰り越しに伴う追加配分の原資は国の留保の未利用分、左下の枠囲みに記載のある 519 トンであり、このうち、およそ半分の 259.5 トンが R6 当初ベース比率配分に、残りのおよそ半分が譲渡メリット及び消化率メリット等に充てられています。

これら国からの追加配分のうち、本県には、R6 当初ベース比率配分として 8.8 トン、消化率メリットとして 9.3 トンが配分されています。

令和 6 当初ベース比率配分は、資料の右側の表中 2 列目の R6 当初配分ベースについて、全国に占める各都道府県の割合を計算し、この割合に配分原資である 259.9 トンを乗じたものです。

続いて「消化率メリット」とは、前年度の漁獲可能量の消化率が 80% 以上の都道府県に均等に配分されるもので、本県の令和 6 管理年度の消化率が 80% を超えておりましたので、他の都道府県と同様に 9.3 トンが配分されています。

よって、小型魚については、今回の変更により、前年度からの繰越数量 1.3 トン、国からの追加配分 18.1 トンの合計 19.4 トンが増加しています。

つづいて、資料 3 ページの大型魚につきましても、小型魚と同じ方法で算出された結果、繰越数量の 1.6 トンと追加配分合計 4.9 トンの合計 6.5 トンが増加しています。

ふたたび、資料の 1 ページをお願いします。

資料 2 ページと 3 ページで示した方法から、下表の「くろまぐろ※追加配分」小型魚の漁獲可能量については、資料の表中「変更前」に記載のとおり、当初配分の 82.8 トンから、102.2 トンに変更となり、19.4 トンの追加配分となりました。また、大型魚の漁獲可能量については 37.0 トンから 43.5 トンに変更となり、6.5 トンの追加配分となっております。

続いて、資料 5 ページをお願いします。

小型魚の追加配分量 19.4 トンの追加配分方法と結果について下の表に示しています。表の左側の当初の a の部分は変更前の漁獲可能量を示しています。その右側の追加配分に基づき追加配分の 19.4 トンを四半期ごと、漁業種類ごとに割り振ったものが変更後の b 追加配分量になります。そして a の当初の漁獲可能量に b の追加配分量を足したものの表の右端に a + b の部分になりますが、最終的な漁獲可能量となります。

例えば、養殖用を除く漁船漁業の4から6月は、当初の配分割合は12.2%、配分は6.770トンなので、追加配分の19.4トンうち12.2%の2.367トンが追加配分量となっています。当初の6.770トンに2.367トンを足した9.137トンが最終的な漁獲量となります。

資料6ページは大型魚の追加配分量の方法を記載していますが、小型魚と同様ですので省略いたします。

資料7ページには、変更前と変更後の新旧対照表を付けております。小型魚については、2くろまぐろに記載のとおり、74.5トンから93.9トンに、大型魚については中段に行きまして、3くろまぐろに記載のとおり、33.3トンから39.8トンに変更となっております。なお、資料3ページの国からの通知文にある数量については、県内での留保分を含む数量であるため、こちらの知事管理漁獲可能量とは異なっております。

次に、資料の8ページをお願いします。

7月に入りまして管理区分が第一四半期から第二四半期へと移ったことに伴い、第一四半期の漁獲量を確定させ、未利用分を第二四半期以降に繰り越す変更を次のとおり告示しております。

資料9ページをお願いします。

くろまぐろ小型魚の漁船漁業（養殖用種苗以外）については、表中の左から1列目にあるa現在の告示数量は4～6月で9.137トン、これに対して、C漁獲量は8.822トンとなりましたので、aからcを差し引いた0.315トンが未利用分となりました。このため、高知県資源管理方針に定められている方法に則り、9割を第二四半期に繰り越した結果、第二四半期の漁獲可能量は2.546トンに0.284トンを足した2.830トンとなりました。また、未利用分に係る留保量として、未利用分の1割を第4四半期に補填した結果、第4四半期の漁獲可能量は15.577トンに0.031トンを足した15.608トンとなりました。

定置漁業においても、同様の方法で繰り越した結果、第一四半期の漁獲可能量は12.793トンであったものを漁獲量の11.479トンに変更しました。この未利用分である1.314トンの9割の1.183トンを第2四半期の3.118トンに繰り越し、第2四半期の漁獲可能量を4.301トンに変更しました。未利用分の残りの1割の0.131トンを第4四半期の補填し漁獲可能量を16.363トンに変更しました。

資料10ページをお願いします。

くろまぐろ大型魚の漁船漁業についても、小型と同様の方法とした結果、第一四半期の漁獲可能量は2.986トンであったものを漁獲量の2.491トンに変更し、この未利用分である0.495トンの9割の0.446ト

ンを第2四半期の0.039トンに繰り越し、第2四半期の漁獲可能量を0.485トンに変更しました。未利用分の残りの1割の0.049トンを第4四半期へ補填し漁獲可能量を7.730トンに変更しました。

定置漁業においても、第一四半期の漁獲可能量は21.492トンを11.115トンに変更し、この未利用分10.377トンの9割の9.339トンを第2四半期の0.119トンに繰り越し、第2四半期の漁獲可能量を9.458トンに変更しました。未利用分の残りの1割の1.038トンを第4四半期の補填し漁獲可能量を4.540トンに変更しました。

11ページは新旧対照表となりますが、説明は省略いたします。以上で事務局からの説明を終わります。

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

浦尻会長代理

くろまぐろの管理が始まって、だいぶ経過したと思うけど、資源が回復しているのではないかという声が漁業者から聞こえます。世界の国と水産庁が話す中で資源が回復したという他の国もあるのではないか。それと水産庁を中心として各県がくろまぐろについて会議しているのではないか。その中で見通しなどあれば教えてください。

木村次長

国と県の話合いというのは担当学会など年数回あります。その中でも資源が増えてきているということや、高知県などの零細な沿岸漁業者や混獲回避が難しい定置網などに増枠を求めている実情があります。

また、国際関係につきましては、高知新聞にも掲載されていましたが、7月中旬にWCPFCの北小委員会が開かれて、日本や韓国、米国、カナダなどの関係者が集まり協議をしています。この中では16ほどの漁獲パターンを作っており、これくらい漁獲すれば止めるといった最低ラインであったり、どれくらいの量で管理しようかといったことを8パターンと、東西での漁獲割合の2パターンで計16パターンを作って協議が行われましたが、漁獲したい日本や韓国側、漁獲を抑えたい米国側などで協議が整わずに協議を続けていくということで、資源が増えればすぐ漁獲量を増やしましょうというようなルールが作れなかったようです。

ただ、資源が増えているのは科学的にも認められたということで、この令和7年度大幅な増枠は認められています。

あと本県は漁獲がかなり多くて採捕停止命令を出すことが多いので、以前から浦尻委員のおっしゃっている他県で余っているところがあれば融通してもらおうということで、昨年度におきましては、小型魚、大

型魚ともに東北の県にもらうことができました。今後も引き続き、当県の漁獲量を増やしていきたいと考えています。

浦尻会長代理

是非他県からもらってください。

木下会長

他にございませんか。

ないようですので次に、前回の委員会で質問のありましたことにつきまして、事務局から説明があります。事務局説明を求めます。

木村次長

本日、本日お配りしました右上に資料3と記載のある資料をお願いします。

前回の委員会において、竹内委員より、漁獲管理につきまして、指摘がございました。

まず、指摘内容の前に用語から説明します。枠の下の※1の部分になりますが、TAC管理とは、漁獲可能量による管理のことで、漁獲量に上限を設けて管理する仕組みで、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば、するめいか、くろまぐろなどが特定水産資源として対象となっています。また、次の※2漁獲割当とは、個別割当、一般的にIQ管理と言われるもので、船舶等ごとに採捕可能数量を割り当てる仕組みでまぐろはえ縄漁業など一部の大臣管理漁業のみで実施されています。

これらを踏まえまして竹内委員の指摘が枠囲みの中になります。

TAC管理において、漁獲割当管理区分IQ以外の管理区分には、「漁獲量の総量の管理を行う管理区分」と「漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分」がある。

そのうち、後者の場合、報告義務を課されるのは漁獲努力量の上限を県資源管理方針で定められた漁業種類（まき網と定置）の経営体に限定されるのではないかと。高知県ではくろまぐろを除く特定水産資源について、漁獲努力量を管理し、操業隻数等漁獲努力量だけを報告させることが最も簡便でよいのではないかとという指摘です。これは漁獲量の管理であれば、特定水産資源、TAC対象魚種を採捕した漁業者は漁業種類や漁獲量に関わらず全て報告が必要であるが、なかなか困難であるので、漁船の隻数等で管理することがいいのではないかと懸念からご指摘いただいたものです。

下の○以下になりますが、漁獲割当管理以外、IQ以外による管理は、竹内委員のご指摘のとおり、（1）漁獲量の総量管理を行う管理区分、（2）漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分があり、現在は（1）で

運用しているところです。こちらは特定水産資源を採捕する者は漁獲量等を報告する必要がある事となっています。

枠囲みが本県の報告の流れですが、多くの漁業者が漁協に報告を委任し、水揚げされた漁獲データがデータ又は紙で漁協から当課に報告が上がってきます。また、漁協に水揚げしない者などは直接当課に報告をいただくことになっています。そのデータを当課で集計し、水産庁に特定水産資源の魚種別の総量を報告することになっています。

県においては、特定水産資源を採捕した漁業者からいずれかの形で報告をしてもらい、国から数量を明示されて漁獲上限を割当てられているくろまぐろは割当て数量内で確実に管理しなければいけませんし、現行水準として割当て数量のないあじ、さば、いわし、するめいかなどは、漁獲量の目安数量ということで数量が提示されているのでそれを超えないように漁獲努力量を管理しなければいけないことになっています。

(2)については、制度上はあるものの現在認められている事例はないとのこと。ついては、引き続き(1)の管理を適切に運用していきたいと考えています。

ただし、漁業者や漁協が特定水産資源の報告を毎月行うことは大変な労力となっていますので、国が進める漁獲情報のデジタル化を推進し、漁協の報告に係る省力化などを推進していきたいと考えています。現在のところ、高知県漁協、すくも湾漁協は漁獲情報のデジタル化を行い、自動で漁獲情報の報告が可能となっていますので、他の漁協にも普及できるように周知を図り、省力化しながらも適切な報告ができるよう進めて行きたいと考えています。

以上で資料についての説明を終わりますが、同じ議案の中で共同漁業権の小型定置網の稼働状況についてご質問がありましたので回答させていただきます。

現在、115件の小型定置の免許があるうち、現在稼働しているのは12件となっています。甲浦から羽根までの芸東地区、以布利、窪津、すくも湾の大月町の一部となっていてあまり稼働していないのが実態です。

以上で説明を終わります。

木下会長

ただ今の事務局説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

木下会長

ないようですので、これをもちまして、第2回海区漁業調整委員会を閉会といたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

本書は、第 23 期第 2 回高知海区漁業調整委員会の議事録に相違ありません。

議 長 木下 清 _____

議事録署名委員 澳本 健也 _____

議事録署名委員 川竹 佳子 _____